

はじめに

京都府教育委員会では、「スポーツと体罰」が社会問題となる中、学校におけるすべての運動部活動指導者（顧問）に、改めて生徒にとってのスポーツや部活動の意義を確認いただくとともに、その指導のポイントや留意点を理解し、これまで以上に部活動がより安全で活発に行われ、生徒の健全な育成につながるよう、この度「運動部活動指導ハンドブック」を作成しました。

部活動は、改訂された中学校学習指導要領（平成20年3月告示）や高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）の総則において「学校教育の一環である」とされ、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動であることが明記されました。

また、平成23年6月に制定されたスポーツ基本法では、「スポーツは、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるもの」とされ、とりわけ心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとっては「スポーツは、体力を向上させるとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等、人格の形成に大きな影響を及ぼすもの」として、スポーツの意義が明記されたところです。

運動部活動指導者（顧問）は、その意義を改めて確認するとともに、生徒の心身の健全な育成や学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や望ましい人間関係の構築に留意するなど、適切な指導を行うことが必要です。

また、その指導においては、生徒の自主性を尊重し、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育むよう適切な指導を行う必要があります。当然のことながら生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、体罰を厳しい指導として正当化するようなことは、決してあってはなりません。

本ハンドブックは、部活動の意義や顧問の役割、指導計画の立案、さらには指導中の安全管理や応急処置、事故発生時の対応等、運動部活動指導者（顧問）として必ず理解しておいていただきたい内容を【基本編】【指導編】【管理編】【Q&A編】【資料編】の5部構成でまとめています。運動部活動の指導においては、生徒や保護者のニーズがますます多様化し、生徒がより参加しやすいような実施形態の工夫など、新たな課題も数多く見受けられますが、本府の運動部活動がより一層活性化し、生徒にとってますます有意義な教育活動となるよう、「運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）」と併せて、本ハンドブックを御活用ください。